

2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があつたときは、その福祉事務所の長又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

4 身体障害者手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したとき（生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該新居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、その福祉事務所の長又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

7 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳交付台帳から、その身体障害者手帳に関する記載事項を削除しなければならない。

一 法第十六条第一項の規定による身体障害者手帳の返還を受けたとき、又は同項の規定による身体障害者手帳の返還がなく、かつ、身体障害者本人が死亡した事実が判明したとき。

二 法第十六条第二項の規定により身体障害者手帳の返還を命じたとき。

三 前項の規定による通知を受けたとき。

第五十条中「一に」を「いずれかに」に、「亡失し、若しくは損じた」を「破り、汚し、若しくは失つた」に改め、「とき」の下に、「厚生省令で定めるところにより」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項の申請（身体障害者手帳を破り、汚し、又は失つた者からの申請を除く。）については、第一条の三の規定を準用する。

3 都道府県知事は、第二条の三の規定による通知により身体障害者手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたとき、又は先交付した身体障害者手帳と引換えに、その者に對し新たな身体障害者手帳を交付することができる。

第五十条の五を第五十条の七とし、同条の次に次の四條を加える。

（担当する医療の種類）
 第五十条の八 法第十九条の二第一項の規定による病院又は診療所の指定は、当該病院又は診療所の担当する医療の種類を定めて行うものとする。
 2 法第十九条の二第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた病院又は診療所の開設者は、当該病院又は診療所の担当する医療の種類を変更しようとするときは、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。
 3 都道府県知事は、前項の承認を行うに当たっては、あらかじめ地方社会福祉協議会の意見を聴くものとする。
 （届出）
 第五十条の九 指定医療機関の開設者（國を除く。以下同じ。）は、当該医療機関の名称又は所在地に変更があつた場合その他の厚生省令で定める場合には、厚生省令で定めるところにより、その旨を、その所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

（指定辞退の申出）

第五十条の十 法第十九条の二第三項の規定により指定を辞退しようとする指定医療機関の開設者は、その旨を、その所在地の都道府県知事に申し出なければならない。

（費用の負担が行われなかつた場合の市町村長に対する通知）
 第五十条の十一 法第十九条第一項の規定による更生医療の給付を受けた身体障害者又はその扶養義務者が、法第三十八条第一項の規定により支払を命ぜられた額を、支払期限までに指定医療機関に支払わなかつたときは、当該指定医療機関は、その旨を速滞なく市町村長に通知しなければならない。

第五十条の四を第五十条の六とし、第五十条の三を第五十条の五とし、第五十条の二を第五十条の四とし、第五十条の次に次の二條を加える。

（保健所長への通知）
 第五十条の二 市町村の設置する福祉事務所の長又は町村長は、第四条の規定により居住地若しくは氏名を変更し、又は第五十条第一項若しくは第三項の規定により新たに身体障害者手帳の交付を受けた十八歳未満の者につき、その居住地を管轄する保健所長に、速やかにその旨を通知しなければならない。

（身体障害者手帳の返還等）
 第五十条の三 法第十六条第一項の規定による身体障害者手帳の返還は、身体障害者手帳の交付を受けた者の居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して行わなければならない。

2 市町村の設置する福祉事務所の長又は町村長は、法第十六条第一項の規定による身体障害者手帳の返還がなく、かつ、身体障害者本人が死亡した事実が判明したときは、都道府県知事に、速やかにその旨を通知しなければならない。

第九条の見出しを「厚生省令への委任」に改め、同条中「外、身体障害者手帳及び身体障害者更生施設」を「ほか、身体障害者更生相談所、身体障害者手帳、更生医療及び身体障害者更生施設」に改める。

第十一条第一項中「処理し、又は指定都市の市長その他の機関若しくは職員が行う」を「処理する」に改め、同条第二項中「処理し、又は中核市の市長その他の機関若しくは職員が行う」を「処理する」に改め、同条の次に次の一條を加える。

（事務の区分）
 第十一条の二 第一条の三（第五十条第二項において準用する場合を含む。）第三条第一項、第四条第二項から第五項まで及び第五十条の三第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

（生活保護法施行令の一部改正）
 第十一条 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「に規定する保護の実施機関」の下に「以下この条において「保護の実施機関」という。」を加え、同条に次の一項を加える。

3 保護の実施機関は、法第十九条第五項の規定により保護に関する事務の委託を行い、又は委託を受けたときは、その旨を告示しなければならない。

第五十条の表第五十一条第二項の項中「前条」を「第五十条」に改める。
 第十条の二第一項中「処理し、又は指定都市の市長が行う」を「処理する」に改め、同条第二項中「処理し、又は中核市の市長が行う」を「処理する」に改める。

本則に次の一條を加える。

（事務の区分）
 第十二条 第一条第二項及び第三項の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部改正)
第十二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第五百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「指定訪問看護事業者」の下に「(次条第三項において「指定訪問看護事業者」という。)を加える。同条第三号中「限る。」の下に「次条第三項において「介護訪問看護事業者」という。)を加える。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 都道府県知事は、法第三十二条第三項による申請を受けたときは、保健所長が申請書を受理した日から一月以内に同条第一項の規定によつて費用を負担するかどうかを決定し、負担すべき旨を決定したときは速やかに患者票を申請者に交付し、負担しない旨を決定したときは速やかにその旨を申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定による患者票の交付は、その申請を受理した保健所長を経由して行わなければならない。

3 法第三十二条第一項の規定によつて費用の負担を受けている者又はその保護者は、その医療を受ける病院若しくは診療所若しくは薬局又は指定訪問看護事業者若しくは介護訪問看護事業者を変更しようとするときは、あらかじめ、精神障害者の居住地を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。

4 第一項の患者票の交付を受けた者は、その精神障害者について医療を受ける必要がなくなつたときは、速やかに、患者票を精神障害者の居住地を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に返納しなければならない。

第五条の次に次の二条を加える。
第五条の二 第四条から前条までに定めるもののほか、法第三十二条第一項の医療について必要な事項は、厚生省令で定める。

第五条の三 法第四十五条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請は、精神障害者の居住地(居住地を有しないときは、その所在地、以下同じ)を管轄する保健所長を経由して行わなければならない。

第六条の次に次の一条を加える。
第六条の二 法第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付は、その申請を受理した保健所長を経由して行わなければならない。

第七条及び第八条を次のように改める。
第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に居住地を有する精神障害者に係る精神障害者保健福祉手帳交付台帳を備え、厚生省令で定めるところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したときは、三十日以内に、精神障害者保健福祉手帳を添えて、その居住地を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があつたときは、その保健所長は、その精神障害者保健福祉手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、三十日以内に、新居住地を管轄する保健所長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知するとともに、新居住地を管轄する保健所長を経由して、旧居住地の都道府県知事が交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに、新たな精神障害者保健福祉手帳をその者に交付しなければならない。

6 都道府県知事は、次に掲げる場合には、精神障害者保健福祉手帳交付台帳から、その精神障害者保健福祉手帳に関する記載事項を削除しなければならない。

一 法第四十五条の二第一項若しくは第十條の二第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還を受けたとき、又は同項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還がなく、かつ、精神障害者本人が死亡した事実が判明したとき。

二 前項の規定による通知を受けたとき。
第八条 法第四十五条第五項の規定による認定の申請は、その居住地を管轄する保健所長を経由して行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請を行つた者が第六条第三項で定める精神障害者の状態であること認めるときは、厚生省令で定めるところにより、その申請を受理した保健所長においてその者の精神障害者保健福祉手帳に必要な事項を記載した後に当該精神障害者保健福祉手帳をその者に返還し、又は先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに新たな精神障害者保健福祉手帳をその者に交付しなければならない。

3 前項の規定による新たな精神障害者保健福祉手帳の交付は、その申請を受理した保健所長を経由して行わなければならない。

第九條の次に次の二項を加える。
2 都道府県知事は、前項の申請を行つた者の精神障害の状態が精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級以外の障害等級に該当するに至つたと認めるときは、先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに、新たな精神障害者保健福祉手帳をその者に交付しなければならない。

3 第一項の規定による申請及び前項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付は、その居住地を管轄する保健所長を経由して行わなければならない。

第十条の次に次の二項を加える。
2 精神障害者保健福祉手帳を失つた者が、前項の規定により精神障害者保健福祉手帳の再交付を受けた後、失つた精神障害者保健福祉手帳を発見したときは、速やかにこれを居住地の都道府県知事に返還しなければならない。

3 第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請及び交付並びに前項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還は、その居住地を管轄する保健所長を経由して行わなければならない。

第十条の二 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による届出義務者は、速やかに当該精神障害者保健福祉手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

2 法第四十五条の二第一項又は前項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還は、当該精神障害者保健福祉手帳に記載された居住地を管轄する保健所長を経由して行わなければならない。

第十三条中「処理し、又は指定都市の市長その他の機関若しくは職員が行う」を「処理する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十四條 第二条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 第四条の二第二項から第四項まで、第五条の三、第六条の二、第七条第二項から第五項まで、第八条、第九条第三項、第十条第三項及び第十条の二第二項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

(結核予防法施行令の一部改正)
第十三條 結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)の一部を次のように改正する。
第二条の五を第二条の七とし、第二条の四の次に次の二条を加える。

第二條の五 法第三十六条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、当該病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地を記載した申請書を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第三十六條第一項の規定により都道府県知事の指定を受けようとする前条各号に掲げる事業者(以下「指定訪問看護事業者等」という。)は、当該指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る訪問看護事業所(指定訪問看護事業者等が当該指定に係る事業を行う事業所をいう。以下同じ)の名称及び所在地を記載した申請書を当該訪問看護事業所の所在地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に提出しなければならない。

(指定等の告示)
 第二條の六 厚生大臣又は都道府県知事は、法第三十六條第一項の規定により指定医療機関の指定を行ったときは、次の各号に掲げる指定医療機関の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を告示しなければならない。

一 病院若しくは診療所又は薬局 その名称及び所在地
 二 指定訪問看護事業者等 その名称及び所在地並びに当該指定に係る訪問看護事業者等の名称及び所在地

2 前項の規定は、法第三十六條第四項の規定による指定の辞退があつたとき、及び同条第五項の規定による指定の取消があつたときに準用する。

第九條第一項中「処理し、又は指定都市の市長が行う」を「処理する」に改め、同条第二項中「処理し、又は中核市の市長が行う」を「処理する」に改める。

本則に次の一条を加える。

(事務の区分)
 第十一條 第二條の五(都道府県知事に対する申請の理由に係る部分に限る。)の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令の一部改正)
 第十四條 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令(昭和二十七年政令第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條の見出しを(都道府県が処理する事務)に改め、同条中「が行うこととする」に改め、同条第一号中「請求書等」の下に「法第三十六條第一項(法第三十三條において準用する場合を含む。の規定に基づく請求に係る請求書を除く。)」を加える。

第十一條を第十二條とし、第十條の次に次の一条を加える。

(障害年金の請求等に係る経過)
 第十一條 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給付金又は弔慰金に関する請求(法第三十六條第一項(法第三十三條において準用する場合を含む。の規定に基づくものを除く。)、法第二十六條第四項及び法第三十六條第二項の規定に基づく申請並びに法第三十二條の四第二項(法第三十八條の二において準用する場合を含む。))及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)附則第八條第二項の規定に基づく届出は、厚生省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。))又は都道府県知事を経由して行わなければならない。

本則の次に次の一条を加える。

(事務の区分)
 第十三條 前二條の規定により都道府県が処理することとされている事務及び第十一條の規定により市町村(特別区を含む。))が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正)
 第十五條 麻薬及び向精神薬取締法施行令(昭和二十八年政令第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十條の見出し中「及び麻薬取締員」を削り、同条中「又は麻薬取締員」を削る。

第十六條中「第五十九條の五第一項」を「第五十九條の五」に改め、第七号から第十一号までを削り、第十二号を第七号とし、第十三号を第八号とし、第十四号を第九号とし、第十五号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 向精神薬試験研究施設設置者の登録(厚生大臣の登録に係るものに限る。)を申請する者 七千七百円
 十二 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸業者、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者若しくは向精神薬使用業者の免許証又は向精神薬試験研究施設設置者の登録証(厚生大臣の登録に係るものに限る。)の再交付を申請する者 五千三百円

第十六條 未帰還者留守家族等援護法施行令(昭和二十八年政令第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

(権限の委任)
 第三條の二 法に定める厚生大臣の権限のうち、法の施行の際現に一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)以下「公務員給与法」という。)附則第三項(他の法令において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ)の規定により給与の支給を受けている未帰還職員に関する留守家族手当及び特別手当並びに従前の公務員給与法附則第三項の規定による給与であつてまだ支給していないものの支給に関する権限は、当該未帰還職員の所属に応じ、それぞれ国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條の行政機関の長、最高裁判所長官又は各議院の事務総長に委任する。ただし、当該未帰還職員が、法の施行の際現に法第二條第一項第一号に規定する未帰還者である場合において、当該未帰還職員に支給する留守家族手当(法附則第十七項の規定により留守家族手当に加給される額を含まない。)及び特別手当のうち旧未帰還者給与法(昭和二十二年法律第八十二号)の規定による俸給又は扶養手当に相当するもの支給に関する権限は、この限りでない。

2 法に定める厚生大臣の権限のうち、法附則第四十五項の規定による手当(前項の規定により支給に関する権限が委任される留守家族手当又は特別手当の額に相当する額のものに限る。)の支給に関する権限は、当該手当が留守家族手当の額に相当する額のものであるときは留守家族手当の支給に関する権限の委任の例により、当該手当が特別手当の額に相当する額のものであるときは特別手当の支給に関する権限の委任の例により、それぞれ前項に規定する者に委任する。

第四條の見出しを(都道府県が処理する事務)に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「権限又は」を削り、「左に」を「次に」に、「に委任する」を「が行うこととする」に改め、同条第一号中「前項に」を「前条第一項に」に、「及び前項但書」を「に属する事務及び同条第一項ただし書に」に改め、権限」の下に「に属する事務」を加え、同条第二号中「前項」を「前条第一項」に改め、権限」の下に「に属する事務」を加え、同条第三号中「を」を「に」に属する事務」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「厚生大臣の権限」の下に「に属する事務」を加え、「による手当の支給に関する権限」を「による手当(前条第二項に規定するものを除く。)の支給に関する権限に属する事務」に、「留守家族手当の支給に関する権限の委任の」を「留守家族手当の支給に関する権限に属する事務の処理の」に、「特別手当の支給に関する権限の委任の」を「特別手当の支給に関する権限に属する事務の処理の」に、「前二項に規定する者に委任する」を「都道府県知事が行うこととする」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 前二項の場合においては、法の規定中これらの項に規定する事務に係る厚生大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

本則に次の一条を加える。

(事務の区分)
 第七條 第四條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七條 第四條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(食品衛生法施行令の一部改正)
第十七条 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第十九条第三項」を「第十九条第二項」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「あたつて」を「当たつて」に改める。

第五条中「都道府県知事」を「都道府県」に改める。

第八条第一項中「処理し、又は指定都市の市長が行う」を「処理する」に改め、同条第二項中「処理し、又は中核市の市長が行う」を「処理する」に改める。

本則に次の二条を加える。

(法第二十九条の五第一項の営業)

第九条 法第二十九条の五第一項の政令で定める営業は、第五条第一号、第二号、第八号の二、第九号、第十一号及び第十八号に掲げる営業とする。

(事務の区分)

第十条 第七条の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(栄養士法施行令の一部改正)

第十八条 栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の三を次のように改める。

(登録の申請及び登録証の交付)

第二条の三 管理栄養士の登録を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、住所地の都道府県知事を経由して厚生大臣に申請書を提出しなければならない。

2 厚生大臣は、管理栄養士の登録をしたときは、当該管理栄養士の住所地の都道府県知事を経由して、管理栄養士登録証(以下「登録証」という。)を交付する。

第二条の四を第二条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

(登録証の返納)

第二条の八 管理栄養士は、登録証を、住所地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に返納することによつて、登録抹消を受けることができる。

2 管理栄養士が栄養士の免許を取り消されたとき、又は死亡し、若しくは失踪の宣告を受けたときは、その者又は戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失踪の届出義務者は、一月以内に、当該管理栄養士の住所地の都道府県知事を経由して、登録証を厚生大臣に返納しなければならない。

第二条の三の次に次の三条を加える。
(名簿の訂正の申請)
第二条の四 管理栄養士は、第二条の二第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、一月以内に、管理栄養士名簿の訂正を申請しなければならない。

2 前項の申請は、厚生省令で定めるところにより、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に対して行わなければならない。

(登録証の書換え交付の申請)

第二条の五 管理栄養士は、登録証の記載事項に変更を生じたときは、登録証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請は、厚生省令で定めるところにより、申請書に登録証を添え、住所地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に対して行わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の申請を受理したときは、申請者の住所地の都道府県知事を経由して、登録証の書換え交付をしなければならない。

(登録証の再交付)

第二条の六 管理栄養士は、登録証を破り、汚し、又は失つたときは、登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請は、厚生省令で定めるところにより、住所地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に対して行わなければならない。この場合において、登録証を破り、又は汚した管理栄養士は、申請書にその登録証を添えなければならない。

3 管理栄養士は、登録証の再交付を受けた後、失つた登録証を発見したときは、五日以内に、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生大臣に返納しなければならない。

4 厚生大臣は、第一項の申請を受理したときは、申請者の住所地の都道府県知事を経由して、登録証の再交付をしなければならない。

第五条の次に次の三条を加える。

(届出事項)

第五条の二 指定養成施設の設置者は、毎年七月末日までに次に掲げる事項を当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

一 前年度卒業者の員数

二 学生又は生徒の現在員数

(指定養成施設の名称等の変更の届出)

第五条の三 指定養成施設の設置者は、指定養成施設の名称又は所在地その他の主務省令で定める事項に変更があつたときは、一月以内に、その旨を、当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

(廃止等の届出)

第五条の四 指定養成施設の設置者は、その指定養成施設を廃止したときは、速やかに、その旨、廃止の理由、廃止年月日及び在学中の学生又は生徒の処置を、当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

第六条第二項中「前条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

(事務の区分)

第七条の三 第二条の三、第二条の四第二項、第二条の五第二項及び第三項、第二条の六第二項から第四項まで、第二条の八、第三条前段(第五条第二項において準用する場合を含む)並びに第五条の二から第五条の四までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(理容師法施行令の一部改正)
第十九条 理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「都道府県が処理する事務」に改め、同条中「に委任する」を「が行うこととする」に改める。
本則に次の一条を加える。

(事務の区分)

第五条 第一条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(クリーニング業法施行令の一部改正)

第二十条 クリーニング業法施行令(昭和二十八年政令第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条第一項中「法」を「クリーニング業法」に改め、同条を第一条とする。

第三条中「法第十二条の規定により免許を取り消したときは」を「免許の取消しを適当と認めるときは、理由を付して」に、「厚生省令で定める事項」を「その旨」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とする。

(狂犬病予防法施行令の一部改正)
第二十一條 狂犬病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一條の二中「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は)」を「市町村長(特別区にあつては、「」に「」を「損傷」に改める。

第二條及び第二條の二中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

第三條中「都道府県知事」を「市町村長」に「」を「損傷」に改める。

第七條第四項中「都道府県知事」の下に「保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長」を加え、「且つ」を「かつ」に改める。
本則に次の一條を加える。

(事務の区分)

第九條 第五條(法第六條第九項の規定による処分に係る部分を除く。次項において同じ。)及び第七條第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五條 第六條及び第七條第四項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(船員保険法施行令の一部改正)

第二十二條 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第一條を削る。

第一條の二中「法」を「船員保険法(以下「法」という。)」に改め、同條を第一條とする。
第一條の三を削る。

第二條を次のように改める。

(地方社会保険事務局長及び社会保険事務所長への権限委任)

第二條 法第九條ノ四第一項の規定により、次に掲げる厚生大臣又は社会保険庁長官の権限を地方社会保険事務局長に委任する。ただし、第六号、第十二号及び第十七号の権限にあつては厚生大臣が、第三号及び第五号の権限にあつては社会保険庁長官が自ら権限を行うことを妨げない。

一 法第三條第二項の規定による権限

二 法第四條第二項から第四項まで及び第五項(厚生大臣の権限を除く。)並びに第四條ノ二第二項の規定による権限

三 法第八條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)の規定による権限

四 法第九條第一項の規定による団体(二以上の都道府県にまたがる同項に規定する団体に係る場合を除く。)

五 法第九條第一項の規定による権限(団体を指定する権限を除く。)及び同條第四項並びに第九條ノ二第一項の規定による権限

六 法第九條ノ三第一項及び第二項の規定による権限

七 法第九條ノ三第二項及び第十九條ノ四第三号但書の規定による権限

八 法第二十一條ノ二、第二十一條ノ三第一項及び第三項から第五項まで(法第二十一條ノ四第二項において準用する場合を含む。)、第二十一條ノ四第一項並びに第二十一條ノ五第二項の規定による権限

九 法第二十八條第一項の規定による権限

十 法第二十八條第五項第二号の規定による権限(船舶内にある診療所を指定する場合に限る。)

十一 法第二十八條ノ四第三項(法第二十八條ノ七第七項、第二十九條第九項及び第十項並びに第三十一條ノ二第七項において準用する場合を含む。)の規定による権限

十二 法第二十八條ノ五(法第三十一條ノ二第七項において準用する場合を含む。)、第二十八條ノ七第七項並びに第二十九條第九項及び第十項において準用する健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條ノ七及び第四十三條ノ十第一項の規定による権限

十三 法第二十八條ノ七第一項の規定による権限

十四 法第二十九條第一項の規定による権限

十五 法第二十九條ノ二並びに第二十九條ノ三第一項、第二項(厚生大臣の権限を除く。)及び第三項(厚生大臣の権限を除く。)の規定による権限

十六 法第二十九條ノ四第一項の規定による権限

十七 法第二十九條ノ四第二項及び第三十一條ノ三第三項において準用する健康保険法第四十四條ノ七及び第四十四條ノ十第一項の規定による権限

十八 法第二十九條ノ六第一項の規定による権限

十九 法第三十條第一項の規定による権限

二十 法第三十一條ノ二第一項の規定による権限

二十一 法第三十一條ノ三第一項の規定による権限

二十二 法第三十一條ノ四第一項の規定による権限

二十三 法第三十一條ノ六第一項の規定による権限

二十四 法第三十二條の規定による権限

二十五 法第三十三條の規定による権限

二十六 法第三十三條ノ十四第二項の規定による権限

二十七 法第三十三條ノ十五第一項及び第二項の規定による権限

二十八 法第三十三條ノ十六第五項の規定による権限

二十九 法第三十三條ノ十六ノ四第一項の規定による権限(教育訓練を指定する権限を除く。)

三十 法第三十四條第一項の規定による権限(厚生大臣の権限を除く。)

三十一 法第三十五條第一項の規定による権限

三十二 法第三十六條第一項の規定による権限

三十三 法第三十七條第一項の規定による権限

三十四 法第三十八條第一項の規定による権限

三十五 法第四十六條第一項の規定による権限(厚生大臣の権限を除く。)

三十六 法第四十九條ノ二の規定による権限

三十七 法第五十條ノ九第一項(厚生大臣の権限を除く。)及び第三項の規定による権限

三十八 法第五十條ノ十の規定による権限

三十九 法第五十六條第一項(法第五十六條ノ二において準用する場合を含む。)の規定による権限(被保険者又は被保険者であつた者の障害又は死亡に関する保険給付(介護料及び葬祭料を除く。)に係る権限を除く。)

四十 法第五十七條ノ三第一項の規定による権限

四十一 法第六十條ノ二の規定による権限

四十二 法附則第二十四項の規定による権限(二以上の都道府県にまたがる同項に規定する承認法人等に係る場合を除く。)

2 法第九條ノ四第二項の規定により、前項各号に掲げる権限(同項第一号、第四号、第十号から第十二号まで、第十七号及び第四十二号に掲げるものを除く。)であつて社会保険事務所の管轄区域に係るものは、当該社会保険事務局長に委任する。ただし、同項第五号及び第六号に掲げる権限は、地方社会保険事務局長が自ら行うことを妨げない。

第三條の見出しを「管轄地方社会保険事務局長等」に改め、同條第一項中「法の規定により都道府県知事が行うべき事務及び第一條第一号から第四号までに規定する事務」を「前條の規定により委任された地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長(以下「地方社会保険事務局長等」という。)の権限(同條第一項第四号、第十号から第十二号まで、第十七号及び第四十二号に掲げるものを除く。)」に、「の都道府県知事」を「管轄する地方社会保険事務所長等」に、「事務を」を「権限及び法第五十七條ノ三第一項の規定による権限は」に、「事務に」を「権限に」に、「の都道府県知事」を「を管轄する地方社会保険事務局長等」に改め、同條第三項を削る。
第四條第一号中(大正十一年法律第七十号)を削る。